

## パブリックコメント用資料

### (仮称) 荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例 (素案)

荒川区では平成 30 年 5 月に「読書を愛するまち・あらかわ」を宣言し、読書環境の充実を図ってきました。宣言の理念をより一層深め、地域が一体となって、あらゆる世代が生涯にわたり豊かな心を育む読書のまちづくりを推進していくため、「(仮称) 荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例」の制定を進めています。

このたび素案を作成しましたので、広く皆様からの意見を募集します。お寄せいただいたご意見を参考として、内容の充実を図り、最終的な条例の制定を行います。ぜひ、ご意見をお寄せください。

#### パブリックコメント受付期間

令和 4 年 1 2 月 9 日 (金) ～ 令和 4 年 1 2 月 2 3 日 (金)



令和 4 年 1 2 月  
荒 川 区

○（仮称）荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例（素案）

令和 年 月 日  
条例第 号

私たちのまち荒川区は、温かみのある下町らしい文化を受け継ぎ、古くからの歴史及び伝統を随所に残しつつ新しさを幾重にも織り込んだ文化を形成し、発展してきた。

荒川区は、先人の知恵を学び発展させ、次世代へ継承していくため、絵本の普及啓発、あらゆる世代を対象とした蔵書の充実、中央図書館の開館、学校図書館の整備等、様々な取組を展開してきた。こうした荒川区の取組及びその精神を未来につなげていくため、荒川区は「読書を愛するまち・あらかわ」宣言を行った。

荒川区は、「読書を愛するまち・あらかわ」宣言を踏まえ、誰もが読書を楽しみ多世代が交流することができる図書館づくり、本に親しむきっかけとなる事業の充実等、荒川区が主体となる読書活動に関する取組をさらに進め、これにより読書の意義及び重要性について区民の関心及び理解が深まりつつある。

「読書を愛するまち・あらかわ」宣言の理念をより一層深め、荒川区が読書活動に関するさらなる取組を行うとともに、区民等及び事業者の読書活動に関する取組を促進し、地域が一体となって、あらゆる世代が生涯にわたり豊かな心を育む読書のまちづくりを推進していくため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、読書活動についての基本理念を定め、区の責務並びに区民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、読書活動に関する取組の基本的な事項を定めることにより、あらゆる世代が生涯にわたり豊かな心を育む読書のまちづくりを推進し、区民等が幸福を実感することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 区民等 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者、区内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は区内の幼稚園、保育所若しくは学校等に在籍する者をいう。
- （2） 事業者 区内において事業活動を行う全てのものをいう。
- （3） 幼稚園、保育所等 区内の幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）、保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。）その他これらに類する施設等をいう。
- （4） 学校等 区内の学校（学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）をいう。）並びに専修学校（同法第124条に規定する専修学校をいう。）及び各種学校（同法第134条に規定する各種学校をいう。）をいう。

(5) 読書活動 読書、読書の支援その他読書に関するあらゆる活動をいう。

(基本理念)

第3条 読書活動は、読書が豊かな心を育み、知識、教養、コミュニケーションの能力等を高めるものであり、人生を充実させる上で大切な役割を担うものであることから、地域が一体となって、誰もが読書に親しみ、学び、心豊かに暮らすことのできるまちを目指し、これを推進するものとする。

(区の責務)

第4条 区は、前条に定める基本理念にのっとり、区民等及び事業者と連携し、区民等が様々な機会において身近な場所で読書を行うことができる環境の整備に取り組むとともに、区民等及び事業者の読書活動に資する施策を実施するものとする。

2 区は、前項の施策の実施に当たっては、区民等及び事業者と連携するとともに、区民等及び事業者の相互の連携を促進するものとする。

(区民等の役割)

第5条 区民等は、日常生活において読書に親しみ、生涯にわたり学び続けるとともに、読書活動への参加及び協力を通じて相互に交流するよう努めるものとする。

2 区民等は、家庭において、本との出会いを大切にし、読書に親しみ、読書活動を通じて家族のコミュニケーションを深め、読書の楽しさを共有することができるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その構成員、その事業の利用者等が日常生活において読書に親しみ、生涯にわたり学び続けるとともに、読書活動への参加及び協力を通じて、相互に交流することができるよう、その事業等の特性に応じて、その構成員、その事業の利用者等の読書活動の質の向上及び読書を行うことができる環境の充実に努めるものとする。

2 事業者は、区民等、他の事業者及び区と連携し、多世代にわたり地域が一体となって読書活動に関する取組を推進することができるよう努めるものとする。

(幼稚園、保育所等における取組)

第7条 区その他の幼稚園、保育所等の設置者等は、その幼稚園、保育所等において、子どもの個性及び発達段階に応じ、絵本の読み聞かせ等を通じて子どもが本に親しむきっかけを作り、子どもの想像力及び感性が豊かになるよう努めるものとする。

2 区その他の幼稚園、保育所等の設置者等は、その幼稚園、保育所等において、保護者に対し、絵本の読み聞かせ等を通じた家庭内でのコミュニケーションの大切さ等について周知するよう努めるものとする。

(学校等における取組)

第8条 区その他学校等の設置者等は、その学校等において、児童、生徒及び学生（以下「児童等」という。）の個性及び発達段階に応じ、児童等が日常生活及びその授業等の中で読書活動に取り組むきっかけを作り、児童等が読書活動に取り組む意欲を高められるよう努めるものとする。

2 区その他学校等の設置者等は、その学校等の教育活動において、児童等が主体的な読書

活動を行い、豊かな心を育み、知識、教養、コミュニケーションの能力等を高め、生きる力及び人生を切り拓いていく力を身に付けることができるよう努めるものとする。

(荒川区立図書館等における取組)

第9条 区は、荒川区立図書館において、区民等が生涯にわたり読書活動に取り組むきっかけを作り、その読書活動の課題の解決を支援するため、図書その他の必要な資料を確保するとともに、文化活動の拠点として、荒川区立図書館におけるサービスの充実を図り、多様な事業の展開に取り組むものとする。

2 事業者及び区は、地域において互いに連携し、荒川区立図書館その他の施設におけるそれぞれの読書活動に関する取組の質の向上及び読書をすることができる環境の充実に努めるものとする。

(障害者等への支援)

第10条 区は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号）の趣旨を踏まえ、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害の有無にかかわらず、全ての区民等が日常生活において等しく読書をすることができるよう、必要な支援を行うものとする。

(読書活動推進月間)

第11条 読書活動についての関心及び理解を深めるとともに、区民等が積極的に読書活動に取り組む意欲を高めるため、読書活動推進月間を設ける。

2 読書活動推進月間は、11月とする。

3 区は、読書活動推進月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。